

11 その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画等との調和

(1) 岩国市都市計画マスタープランとの整合

本計画の計画区域である中心市街地の位置付けについては、都市計画マスタープランにおいて、以下のとおり明示しています。

○将来都市構造における都市拠点

高次都市機能が集積する本市の中心的な役割を担うエリアとして、中心市街地及びその周辺の市街地を位置づけ、拠点性の強化を図ります。

また、都市づくりの目標の一つに「都市・地域拠点の形成・充実と集約型都市づくり」を掲げ、以下の目標を示しています。

○中心市街地の活性化と都市機能の集約による都市拠点の形成

岩国駅を中心とする市街地中心部の規制市街地について、商業・業務機能や公共公益施設、共同住宅等が集積する都市拠点を形成します。

○各地域の日常生活の中心となる地域拠点の形成

各地域の中心部を担う既成市街地については、地域の日常生活を支える機能が集約した地域拠点を形成します。

○市街地内の居住促進と市街地拡散の抑制による効率的な市街地の形成

既存の市街地内に残る未利用地や農地などの土地活用を進めるとともに、市街地周辺への市街地拡散を抑制し、効率的な市街地を形成します。

このように、都市計画マスタープランにおいて中心市街地の活性化について積極的に推進していくことが記載されていることから、本計画は都市計画マスタープランに整合しています。

(2) 岩国市立地適正化計画との整合

立地適正化計画(令和2年3月策定)では、岩国駅周辺を「都市機能誘導区域(中心拠点型)」に位置付け、都市機能の誘導について、以下の方針が示されています。

- ・高次都市機能を提供し、市の中心としてにぎわいを創出する地区
- ・都市機能誘導区域(中心拠点型)として商業施設や病院、公共施設等の都市機能の立地を誘導(維持)する区域

誘導する施設については、市役所、保健センター、図書館、文化ホール、病院、商業施設(店舗面積1,000㎡以上)が位置付けられています。

また、居住環境の形成に関しては、鉄道駅やバス停等の公共交通の利便性の高いエリアを中心とした高密度な土地利用と、低密度でゆったりとした土地利用が適正に配置された、メリハリのある市街地環境へと再編し、徒歩や自転車と鉄道やバスを組み合わせた公共交通を活用した移動の効率性と

利便性の高い、安心・快適に暮らせる住環境の形成を目指すとしており、中心市街地は高い人口密度を維持し、利便性と快適性が両立した住環境の形成を目指す「にぎわい居住区域」に該当します。

このように、広域かつ高次の都市機能の集積や居住の誘導を図ることで、中心市街地の活性化に寄与することが期待されることから、本計画は立地適正化計画に適合していると言えます。

(3)岩国市地域公共交通計画との調和

地域公共交通計画(令和6年6月改正)では、都市拠点である岩国駅周辺と周辺地域の地域拠点を結ぶ鉄道軸や都市間・地域間幹線を基本とした地域公共交通体系を形成していくことが記載されています。

第3期岩国市中心市街地活性化基本計画

令和7年3月

策定:岩国市

編集:岩国市産業振興部商工振興課

〒740-8585 岩国市今津町1丁目 14 番 51 号

TEL:0827-29-5110 FAX:0827-22-2866

Email:shoukou@city.iwakuni.lg.jp